

030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者

学童保育施設・児童館などにおいて、児童の生活指導・世話、子どもの遊びに対する援助などの仕事に従事するもの（学童保育等指導員）、保育所などにおいて保育の補助的な仕事に従事するもの（保育補助者）及び保育者の居宅などにおいて幼児の世話などの仕事に従事するもの（家庭的保育者）をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 030-01 学童保育指導員
- 030-02 児童館指導員
- 030-03 保育補助者、家庭的保育者

030-01 学童保育指導員

学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するものをいう。

- 放課後児童クラブ支援員、放課後児童支援員
 - × 児童養護施設保育士 [029-01]、児童の遊びを指導する者（児童厚生員） [030-02]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)児童養護施設において児童の養育の仕事に従事するもの [029-01 児童養護施設保育士]
 - (2)児童館・児童遊園において、子どもの遊びに対する援助、子どもの主体的な成長への支援、援助が必要な子どもの支援などの仕事に従事するもの [030-02 児童の遊びを指導する者（児童厚生員）]

030-02 児童館指導員

児童館・児童遊園において、子どもの遊びに対する援助、遊びや生活に密着した活動を通じた子どもの主体的な成長への支援、発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援などの仕事に従事するものをいう。

- 児童厚生員、児童指導員（児童館）、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）
 - × 学童保育指導員 [030-01]、障害児通所支援事業所指導員 [049-05]、児童発達支援管理責任者 [049-09]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するもの [030-01 学童保育指導員]
 - (2)児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所において、障害児に対する基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、生活能力向上のための訓練などの仕事に従事するもの [049-05 障害児通所支援事業所指導員]
 - (3)児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所において、利用者のアセスメント・個別支援計画の作成、療育の管理などの仕事に従事するもの [049-09 児童発達支援管理責任者]

るもの [049-09 児童発達支援管理責任者]

030-03 保育補助者、家庭的保育者

保育所など各種児童福祉施設等において、保育士の補助をして、食事の世話、食後の片付け、おむつ交換、午睡・外遊びの見守り、散歩の付き添い、清掃、洗濯などの仕事に従事するものをいう。

小規模保育事業又は家庭的保育事業として、保育者の居宅などにおいて幼児の世話などの仕事に従事するもの及びその補助的な仕事に従事するものを含む。

- 家庭的保育補助者、子育て支援員（保育所）、保育助手、保育ママ
- × 保育士 [029-01]、ベビーシッター [052-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)保育士の資格を有し、保育所・児童養護施設・障害児入所施設などにおいて、乳児・幼児の保育・養育・保護の仕事に従事するもの [029-01 保育士]
- (2)他人の求めに応じて、個人家庭において、乳幼児の世話をする仕事に従事するもの [052-99 ベビーシッター]